



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-----|---|------------|-----|
| 告示 | 地縁による団体の認可(鈴蘭台友が丘自治会) | 地域協働局地域活性課 | 1 |
| 告示 | 住居表示実施による町及び字の区域及びその名称の変更案(北区鈴蘭台西町6丁目) | 地域協働局住民課 | 2 |
| 告示 | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧 | 環境局環境保全課 | 5 |
| 告示 | 大型ごみ処理手数料収納業務委託者の告示 | 環境局業務課 | 7 |
| 告示 | 生活保護法等による医療機関の指定 | 福祉局くらし支援課 | 8 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 | 福祉局くらし支援課 | 9 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 | 福祉局くらし支援課 | 10 |
| 告示 | 生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 | 福祉局くらし支援課 | 11 |
| 告示 | 生活保護法等による施術者の指定 | 福祉局くらし支援課 | 12 |
| 告示 | 都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画地区計画) | 都市局都市計画課 | 13 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道西垂水177号線) | 建設局道路管理課 | 14 |
| 公告 | 都市公園の設置(室谷1丁目・2丁目緑地) | 建設局公園部管理課 | 15 |
| 公告 | 神戸港・新港突堤西地区マリーナ等の整備・運営事業 事業者公募の実施(公募占用指針) | 港湾局経営課 | 16 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(大丸神戸店) | 経済観光局経済政策課 | 17 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ダイエー新在家店) | 経済観光局経済政策課 | 19 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ダイエーグルメシティ小東山店) | 経済観光局経済政策課 | 21 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ショッピングプラザ鈴蘭台) | 経済観光局経済政策課 | 23 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ダイエーグルメシティ本山店) | 経済観光局経済政策課 | 25 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ダイエー舞子ショッピングプラザ) | 経済観光局経済政策課 | 27 |
| 公告 | 神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 | 経済観光局農政計画課 | 29 |
| 公告 | 都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画地区計画) | 都市局都市計画課 | 30 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(中央区神仙寺通4丁目) | 都市局都市計画課 | 31 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局配水課 | 32 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局配水課 | 33 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局配水課 | 34 |

令和6年8月6日 神戸市公報第3871号

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-----|-------------------|--------|-----|
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の指定 | 水道局配水課 | 35 |

神戸市告示第235号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 名称

鈴蘭台友が丘自治会

2 規約に定める目的

神戸市北区鈴蘭台北町9丁目・鈴蘭台友が丘住宅地における居住者相互の親睦と、明るく住みよい清潔な街づくりを目的とする。この目的を達成する為に、次の事項に関する業務を行うものとする。

(1) 共用施設の維持管理及び環境美化に関する事項(街路灯、街路樹、公園、道路側溝等)

(2) 防犯、防火、防災、衛生、清掃に関する事項

(3) 教育、文化、厚生に関する事項

(4) 行政協力、交通安全、公害防止に関する事項

(5) 集会所の維持、管理、運営に関する事項

(6) その他本自治会の目的達成に必要と認める事項

3 区域

本自治会の対象区域は神戸市北区鈴蘭台北町9丁目全域とする。

4 主たる事務所

神戸市北区鈴蘭台北町9丁目9番3号

5 代表者の氏名

小野 俊一郎

6 代表者の住所

神戸市北区鈴蘭台北町9丁目14番3号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

なし

11 認可年月日

令和6年7月24日

神戸市告示第249号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町及び字の区域及びその名称を変更するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は地域協働局住民課及び北区総務部地域協働課に備え置く。

令和6年8月6日

神戸市長 久元喜造

1 変更案の内容

別図1に示す区域を、別図2に定める町名に変更する。

なお、別図1の区域に存する変更前の小字は、変更の際に廃止する。

2 変更に係る町の区域及び当該区域の変更後の町の名称

| 変更に係る町の区域の変更前の名称 | 変更に係る町の区域の変更後の名称 |
|------------------|------------------|
| 北区山田町小部字松宮山の一部 | 北区鈴蘭台西町6丁目 |
| 北区山田町小部字東山の一部 | |

別図1



別図2



神戸市告示第250号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月6日

神戸市長 久元 喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社 代表取締役社長 橋本 康彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神戸市中央区 東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社 神戸工場
- (3) 特定施設に関する事項
ア 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1
第65号 酸またはアルカリによる表面処理施設

イ 特定施設の概要

| 種 類 | | 表面処理施設 | |
|--------------|------------------------|-----------------------------------|---------|
| 能 力 | | エッチング処理1回/日 | |
| 基 数 | | 1基 | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用時間間隔 | | 8:00~17:00 | |
| 1日当たりの使用時間 | | 5時間 | |
| 季節的変動の概要 | | なし | |
| 項 目 | | 通 常 | 最 大 |
| 汚水の汚染状況 | pH | 2 | 1 |
| | 化学的酸素要求量(mg/L) | 70,000 | 700,000 |
| | 生物化学的酸素要求量(mg/L) | — | — |
| | 浮遊物質(mg/L) | 10 | 100 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L) | 10 | 100 |
| | 溶解性鉄含有量(mg/L) | 1 | 10 |
| | 亜鉛含有量(mg/L) | — | — |
| | 窒素含有量(mg/L) | 280 | 560 |
| | りん含有量(mg/L) | — | — |
| | ノルマルヘキサン抽出物(mg/L) | 10 | 100 |
| | 汚水量(m ³ /日) | 0.01 | 0.01 |
| その他参考となるべき事項 | | 廃液は全量産業廃棄物として委託処理するため、排出水量は増加しない。 | |

- (4) 排出水の汚染状況及び量
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年8月6日から令和6年8月27日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第251号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|-----------------------------|----------------------------|
| 株式会社ホームセンターアグロ | 兵庫県宍粟市山崎町今宿 129 番地の 1 |
| イズミヤ・阪急オアシス株式会社 | 大阪府大阪市北区角田町 8 番 7 号 |
| 株式会社ダイエー | 大阪府茨木市横江 2 丁目 7 番 52 号 |
| ファーマライズ株式会社 | 東京都中野区中央 1 丁目 38 番 1 号 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪府大阪市淀川区西宮原 2 丁目 2 番 22 号 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号 |
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 19 号 |
| 宇治川商業協同組合 | 神戸市中央区下山手通 8 丁目 9 番 27 号 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町 8 番地 8 |
| 株式会社マルアイ | 兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号 |
| 株式会社カインズ | 埼玉県本庄市早稲田の杜 1 丁目 2 番 1 号 |
| 株式会社八百竹 | 神戸市北区桂木 2 丁目 1 番地の 10 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 |
| イオンリテールストア株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 |
| 一般財団法人日本老人福祉財団神戸ゆうゆうの里 | 神戸市北区鳴子 3 丁目 1 番地の 2 |
| 兵庫六甲農業協同組合 | 神戸市北区有野中町 2 丁目 12 番 13 号 |
| 山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部 | 東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号 |
| タカラ食販岩岡店 | 神戸市西区岩岡町岩岡 616 番地 30 |
| 株式会社ミツウロコプロビジョンズ | 東京都中央区京橋 3 丁目 1 番 1 号 |
| 株式会社光洋 | 大阪府大阪市北区天神橋 2 丁目 3 番 16 号 |
| ミニストップ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 |
| 株式会社グッドライフ | 神奈川県藤沢市鵜沼東 2 番 3 号 |
| 中野 寿敏 | 神戸市中央区中山手通 8 丁目 5 番 20 号 |

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年8月6日 神戸市公報第3871号

神戸市告示第252号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------|-----------|
| ありす訪問看護神戸ステーション | 神戸市須磨区戎町1丁目5番2号 | 令和4年12月8日 |

令和6年8月6日 神戸市公報第3871号

神戸市告示第253号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|----------------|-----------------------|----------|
| (新)岩岡の郷在宅支援診療所 | 神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下656番地の2 | 令和6年6月1日 |
| (旧)岩岡の郷診療所 | | |

神戸市告示第254号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------|-------------------|-----------|
| 藤山クリニック | 神戸市長田区大塚町3丁目1番16号 | 令和6年5月31日 |

令和6年8月6日 神戸市公報第3871号

神戸市告示第255号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

| 当該変更にかかる介護事業所の名称 | 当該変更にかかる介護事業所の所在地 | 介護事業者の名称 | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 変更年月日 | サービス種類 |
|------------------|---|-----------------|--------------------|----------|-----------------|
| こころっこ介護支援センター | (新)神戸市垂水区福田3丁目3番11号 (旧)神戸市垂水区千鳥が丘3丁目18番11号 | 医療法人 社団あおぞら会 | 神戸市垂水区千鳥が丘3丁目19番9号 | 令和6年7月1日 | 居宅介護支援（ケアプラン作成） |

神戸市告示第256号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|--------|--------------------|----------|
| 山根 藍（訪問鍼灸たか） | 山根 藍 | 神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号 | 令和6年6月1日 |
| 山根 藍（訪問鍼灸たか 兵庫治療院） | 山根 藍 | 神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号 | 令和6年6月1日 |
| 山本 毅彦（みよし整骨鍼灸院） | 山本 毅彦 | 神戸市中央区中町通3丁目1番15号 | 令和6年6月1日 |

2. 柔道整復師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|--------|--------------------|-----------|
| 浅井 信宏（からだ接骨院 有野院） | 浅井 信宏 | 神戸市北区有野中町3丁目26番20号 | 令和6年6月24日 |
| 名和 大地（からだ整骨院 王子公園院） | 名和 大地 | 神戸市灘区水道筋5丁目3番地4 | 令和6年7月1日 |
| 山口 直人（はるやま鍼灸整骨院） | 山口 直人 | 神戸市北区有野中町3丁目17番8号 | 令和6年7月5日 |
| 山本 毅彦（みよし整骨鍼灸院） | 山本 毅彦 | 神戸市中央区中町通3丁目1番15号 | 令和6年6月1日 |

神戸市告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称
学園南地区地区計画

神戸市告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年8月7日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年8月20日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|----------|--|-----|---------------|--------------------|
| 市道 | 西垂水177号線 | 神戸市垂水区高丸3丁目 2245番221地先から 神戸市垂水区高丸3丁目 2245番214地先まで | 新 | 29.40 | 最大 5.70 最小 5.50 |
| | | | 旧 | 29.40 | 最大 5.40 最小 5.10 |

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年8月6日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

| 名 称 | 位 置 | 区 域 | 備 考 |
|-------------|-----------|-----------------------------|-----|
| 室谷1丁目・2丁目緑地 | 西区室谷1・2丁目 | 神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおりに | 新 規 |

(2)供用開始の年月日

令和6年8月6日

神戸市公告

本市では、魅力と活力ある都心・ウォーターフロントの創出に向け、新港第2突堤では民設民営による大規模多目的アリーナの建設や、みなと緑地PPPを活用した周辺緑地の整備・運営など、段階的な再整備に取り組んでいます。

この度、新港第1突堤と第2突堤間の水域と水域周囲の緑地を一体の空間として活用し、都市のブランド価値を高め、賑わい創出の効果を生み出す、大型艇を中心とするマリーナ等の整備・運営を行う事業について、自らの企画力・ノウハウ・実行力等を最大限に発揮できる事業者を広く公募します。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公募対象区域の概要

神戸市中央区新港町100番地先

所在地：神戸市中央区新港町100番地先

面積：約6.4ha（事業用水域：約5.4ha 事業用地：約1.0ha）

詳細位置図等は「募集要項」を参照のこと。

2 選考方法

応募申込資格を審査後、学識経験者等で構成する選考委員会において、事業計画などの提案内容に対する審査を行い、その結果を基に市が優先交渉権者を決定します。

3 契約方法

事業用水域：水域占用許可（最長30年）

事業用地：事業用定期借地権設定契約（最長30年）

4 主なスケジュール

(1) 募集要項配布 2024年7月31日（水曜）～8月23日（金曜）

(2) 説明会の開催 2024年8月9日（金曜）

(3) 優先交渉権者の決定 2024年12月（予定）

5 関連情報

下記のアドレスに公募資料等の関連情報を公開します。

<http://www.city.kobe.lg.jp/a38702/suiiki12.html>

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大丸神戸店

神戸市中央区明石町40番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては 代表者の氏名 |
|-----------------------|--|-------------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 澤田 太郎 |
| エ・デビス・アンド・カンパニー・リミテッド | チャネルアイランド、ジャージー、セントヘリヤー、ドンロード、テンプラーハウス | マハ・サファディ・デビス |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 | 代表取締役 長島 巖 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては 代表者の氏名 |
|-----------------------|--|-------------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 宗森 耕二 |
| エ・デビス・アンド・カンパニー・リミテッド | チャネルアイランド、ジャージー、セントヘリヤー、ドンロード、テンプラーハウス | マハ・サファディ・デビス |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 | 代表取締役 長島 巖 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 澤田 太郎 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 宗森 耕二 |

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、株式会社大丸松坂屋百貨店は令和6年3月1日、代表者変更のため。

2(2)については、令和6年3月1日、代表者変更のため。

4 届出年月日

令和6年4月4日

5 縦覧期間

令和6年8月6日から令和6年12月6日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー新在家店

神戸市灘区新在家北町1丁目22番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

マルナカ新在家店

(変更後)

ダイエー新在家店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の 氏名 |
|----------|------------------|-------------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外濑2丁目38番地 | 代表取締役 河合 映治 |

3 変更の年月日

2 (1)については、令和3年12月1日。

2 (2)については、令和4年3月1日。

2 (3)については、株式会社ダイエーは令和4年3月1日、株式会社セリアは令和2年9月25日。

4 変更する理由

2 (1)については、名称変更のため。

2 (2)については、代表者変更のため。

2 (3)については、株式会社ダイエーは代表者変更、株式会社セリアは入店のため。

5 届出年月日

令和6年4月16日

6 縦覧期間

令和6年8月6日から令和6年12月6日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエーグルメシティ小東山店

神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |
| 株式会社チョダ | 東京都杉並区成田東4-39-8 芝萬ビル2階 | 代表取締役 舟橋 浩司 |
| 株式会社アシーネ | 東京都江東区大島4丁目6番1号 | 代表取締役 緒方 正朗 |

| | | |
|-------------|----------------------|----------------|
| 株式会社三城 | 東京都中央区銀座1丁目7番7号 | 代表取締役 加賀 純一 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 水野 秀晴 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 博丈 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|-------------|----------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |
| 株式会社パリミキ | 東京都港区港南1丁目6番31号 | 代表取締役 恒吉 裕司 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 田中 純一 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社エクセル | 兵庫県西脇市日野町156-5 | 代表取締役 門脇 吉弘 |

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、令和4年3月1日、代表者変更のため。

2(2)については、株式会社ダイエーは令和4年3月1日、代表者変更のため、株式会社パリミキは令和4年4月1日、名称変更のため、令和5年4月1日、代表者変更のため、令和5年8月1日、住所変更のため、ウエルシア薬局株式会社は令和5年3月1日、代表者変更のため、株式会社大創産業は平成30年3月1日、代表者変更のため、株式会社エクセルは令和3年5月1日、入店のため。

4 届出年月日

令和6年4月16日

5 縦覧期間

令和6年8月6日から令和6年12月6日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッパーズプラザ鈴蘭台

神戸市北区鈴蘭台南町6-1-43

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|------------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |
| 株式会社山口忠兵衛商店 | 京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町20番地 | 代表取締役 山口 忠昭 |
| 有限会社デルタベーシック | 神戸市須磨区常磐町1丁目1番4号 | 代表取締役 高木 知香 |
| 他1名 | | |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|----------|----------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社アージュ | 広島市西区商工センター2丁目15-1 | 代表取締役 中野 久史 |

3 変更の年月日

2(1)については、令和4年3月1日。

2(2)については、株式会社ダイエーは令和4年3月1日、株式会社大創産業は令和4年8月1日、株式会社アージュは平成30年11月1日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、株式会社ダイエーは代表者変更、株式会社大創産業、株式会社アージュは入店のため。

5 届出年月日

令和6年4月16日

6 縦覧期間

令和6年8月6日から令和6年12月6日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエーグルメシティ本山店

神戸市東灘区岡本1-9-6

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

- 3 変更の年月日及び変更する理由
2 (1) (2)については、令和4年3月1日。
- 4 変更する理由
2 (1) (2)については、代表者変更のため。
- 5 届出年月日
令和6年4月16日
- 6 縦覧期間
令和6年8月6日から令和6年12月6日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6-1-12
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年8月6日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー舞子ショッパーズプラザ

神戸市垂水区舞子台6丁目20-17

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|----------|------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|------------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |
| 株式会社山口忠兵衛商店 | 京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町20番地 | 代表取締役 山口 忠昭 |
| 株式会社白寿生科学研究所 | 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目37番5号 | 代表取締役 原 昭邦 |

| | | |
|-------------------|----------------------|----------------|
| 株式会社プラザクリエイトストアーズ | 東京都中央区晴海1丁目8番10号 | 代表取締役 大島 康広 |
| ニッケン文具株式会社 | 大阪府東大阪市長田中4丁目5番44号 | 代表取締役 徳弘 恭子 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 博丈 |
| 株式会社プラスワン | 大阪市城東区諏訪3丁目4番19号 | 代表取締役 小野 雅男 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|----------------|----------------------|----------------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 西峠 泰男 |
| ニッケン文具株式会社 | 大阪府東大阪市長田中4丁目5番44号 | 代表取締役 徳弘 恭子 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社プラスワン | 大阪市城東区諏訪3丁目4番19号 | 代表取締役 小野 雅男 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県大府市横根町新江62番地の1 | 代表取締役 杉浦 克典 |
| 株式会社パーティハウス | 和歌山市中島185-3 | 代表取締役 大桑 俊男 |

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、令和4年3月1日。

2(2)については、株式会社ダイエーは令和4年3月1日、株式会社大創産業は平成30年3月1日、スギホールディングス株式会社は平成30年8月13日、株式会社パーティハウスは令和3年3月19日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、株式会社ダイエーは代表者変更のため、株式会社大創産業は代表者変更のため、スギホールディングス株式会社、株式会社パーティハウスは入店のため。

5 届出年月日

令和6年4月16日

6 縦覧期間

令和6年8月6日から令和6年12月6日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年8月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 土地の表示 | | | | | | 変更内容 |
|-------|---|--------|-----|--------------------|--|--------------------------------|
| 市 | 区 | 町 | 字 | 地番 | 面積 | |
| 神戸 | 西 | 平野町西戸田 | 上川原 | 484番のうち 別図の斜線部分 | 3,008 m ² のうち 430.4 m ² | 農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。 |
| 神戸 | 西 | 神出町紫合 | 南岡 | 571番1 | 652 m ² | 農用地区域 から除外す る。 |

別図は省略する。

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称
学園南地区地区計画

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年8月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区神仙寺通4丁目1番9
開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県名古屋市中区泉1丁目23番22号
トヨタホーム株式会社
代表取締役 後藤 裕司
許可番号
令和5年3月28日 第8113号
(変更許可 令和6年6月11日 第2125号)
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市長田区大道通2丁目1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番6、
11番1、川西通2丁目20番、21番、22番、23番、24番、25番
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県加古川市神野町神野225番地1
株式会社マルアイ
代表取締役 藤田 佳男
許可番号
令和6年1月26日 第8167号
(変更許可 令和6年5月31日 第2124号)

神戸市水道告示第15号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|------|---------------|-------|-----------|
| 42303 | 黒田設備 | 三田市上井沢 205-14 | 黒田 昌樹 | 令和6年7月30日 |

神戸市水道告示第16号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|-----------------|--------------------------------|------|-----------|
| 71293 | 株式会社 交換できるくん | 東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル12F | 栗原 将 | 令和6年7月30日 |

神戸市水道告示第17号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|------|-------------------------|------|-----------|
| 70434 | 前田住宅 | 神戸市長田区长田天神町 6丁目4番11号 | 前田 悟 | 令和6年7月30日 |

神戸市水道告示第18号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年8月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|-----------------|---------------------------------|-------|-----------|
| 42411 | K2. エンジ 株式会社 | 神戸市西区伊川谷町 有瀬 1512 番地 6 - 304 | 大橋 広規 | 令和6年7月31日 |
| 42303 | 株式会社 黒田設備工業 | 三田市上井沢 205-14 | 黒田 昌樹 | 令和6年7月31日 |
| 42412 | 株式会社 KDサービス | 東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル7F | 吉田 正弘 | 令和6年7月31日 |
| 42413 | 有限会社 オガタ設備工業 | 大阪府豊中市原田中 一丁目2番48号 | 植村 将 | 令和6年7月31日 |
| 70434 | 株式会社神長 | 神戸市長田区长田天神町 6丁目4番11号 | 前田 悟 | 令和6年7月31日 |
| 42414 | 株式会社 中尾設備 | 神戸市垂水区上高丸 1丁目2-9 | 中尾 真洋 | 令和6年7月31日 |